

## 〔 気象警報発令時の対応について 〕

以下の措置は、摂津市内に暴風警報（暴風特別警報）、大雨特別警報、または摂津市内のいずれかの地区において、避難準備情報・避難勧告・避難指示（緊急）（以下「暴風警報等と表記」）が発令された場合です。

### 1. 登校前に、「暴風警報等」が発令されている場合

◆午前7時の時点で発令中の場合

○自宅待機してください。

※この時点で、「給食中止」です。

◆午前9時までに解除された場合

○解除後、周辺の安全を確認して登校させてください。

※登校が遅れてもかまいません。（安全が最優先です）

※午前中のみ授業となります。昼食をとらずに下校します。

◆午前9時までに解除されない場合

○臨時休業になります。

### 2. 児童が登校中に「暴風警報等」が発令された場合

◆登校中またはすでに登校している場合は、安全に配慮して下校させます。

○各地区まで教職員が引率して行きます。

### 3. 児童が登校後、「暴風警報等」が発令された場合

◆速やかに教育活動を打ち切り、安全に配慮して集団下校させます。

○各地区まで教職員が引率して行きます。（学童保育室も休みになります）

※朝の気象情報等で「暴風警報等」発令の可能性が高い日は、児童が帰宅したときに家に入れるよう鍵を持たせる等の対応をお願いします。

### 4. その他の警報（大雨・洪水等）が発令された場合

◆原則として登校させてください。ただし状況によって、教育委員会と協議の上、必要な措置を取ることもあります。

## 〔 大地震発生時の対応について 〕

### 1. 摂津市近隣地域に震度5弱以上の地震が発生した場合…臨時休業となります。

①登校前…自宅待機してください。

②登下校中…自分の身の安全を確保し、自宅か学校など安全な場所に避難します。

③在校中…学校待機し、保護者の迎えを待ち、安全確認の上、保護者に引き渡します。

### 2. 震度5弱未満の地震の場合

原則的には臨時休業にはなりません。相当の被害が見込まれる等、保護者の判断で登校の安全が懸念される場合は、自宅待機し、安全が確認できた段階で登校させてください。

### 3. その他

状況によって、教育委員会と協議の上、臨時休業等の必要な措置を取ることもあります。